審査基準及び標準処理期間

所属名	生活衛生課動物愛護係
内線番号	4763

No.	項目		内容
1	処分名		狂犬病にかかった犬若しくはその疑いがある犬の殺害の許可
2	法令名		狂犬病予防法
3	法令番号		昭和25年法律第247号
4	根拠条項		第9条、第11条
⑤	処分権者		京都府知事
6	法令の定め		第九条 前条第一項の犬等を診断した獣医師又はその所有者は、直ちに、その犬等を隔離しなければならない。ただし、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことを妨げない。 2 予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。 第十一条 第九条第一項の規定により隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。
7	審査基準		狂犬病対応マニュアル(H19年6月制定)
8	経由機関名		
9	協議機関名		保健所(狂犬病予防員)
10	標準処理期間		(⑪合計期間)未設定
		経由機関	
		協議機関	
		当該処分機関	
12	問合せ		生活衛生課動物愛護係(075-414-4763)
13	備考		